

小田原市公設地方卸売市場条例等の一部改正について

1. 改正の背景

平成 30 年 6 月、卸売市場法が改正されました。今般の法改正は、食品流通において、加工食品や外食の需要が拡大するとともに、通信販売、産地直送等の流通の多様化が進む中、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るためには、卸売市場において創意工夫を生かした取組を促進するとともに、流通の合理化と取引の適正化を図る必要があるという考え方に基づいています。

改正卸売市場法では、6つの遵守事項（①売買取引の原則、②差別的取扱いの禁止、③売買取引の方法、④売買取引の条件の公表、⑤決済の確保、⑥売買取引の結果等の公表。以下「共通の取引ルール」といいます。）については、同法に定める内容に即して定めるよう規定されています。また、共通の取引ルール以外のルール（以下「その他の取引ルール」といいます。）を当該地方卸売市場における遵守事項として規定する場合には、開設者が取引参加者の意見を聴いて定めるとともに、その理由を公表することとされました。

そのほか、今回の法改正により、法律から県条例（神奈川県地方卸売市場条例）に委任される事項がなくなったことから県条例が廃止されましたが、廃止された県条例に規定されていた事項の一部については、引き続き市条例において規定する必要があります。

ついては、この法改正に対応するため、「小田原市公設地方卸売市場条例（以下「条例」といいます。）」及び「小田原市公設地方卸売市場条例施行規則（以下「規則」といいます。）」の一部改正を行うものです。

2. 改正内容

（1）共通の取引ルールの制定

改正卸売市場法第 13 条第 5 項第 5 号に定められた共通の取引ルールのうち、①売買取引の原則（条例第 2 2 条）、③売買取引の方法（条例第 2 3 条）については条例に規定済みですが、その他の取引ルールについて次のとおり条例及び規則に規定します。

なお、現行の条例文は、別紙を参照してください。

取引ルール	条例	対応
①売買取引の原則	第 22 条	・改正なし
②差別的取扱いの禁止	第 25 条	・開設者による取引参加者の差別的取扱いの禁止に係る規定を追加（詳細は、以下の①を参照）
③売買取引の方法	第 23 条	・条例に定められた取引ルールにより卸売をするという基本原則について改正はしない。なお、具体的な売買取引の方法を改正（詳細は、（2）を参照）。
④売買取引の条件の公表	新規	・卸売業者による売買取引条件の公表規定を新たに規定（詳細は、以下の②を参照）。
⑤決済の確保	第 36 条、 第 40 条	・卸売業者による事業報告書の作成及び閲覧希望者への対応について新たに規定（詳細は、以下の

		③を参照)。 ・ 条例で定めること以外は、取引参加者間で締結した契約に定める方法によることを規定 (詳細は、以下の④を参照)。
⑥ 売買取引の結果等の公表	第 35 条、 第 37 条、 第 39 条、 第 42 条	・ 卸売業者による委託手数料、完納奨励金及び出荷奨励金の交付額の公表について新たに規定 (詳細は、以下の②を参照)。 ・ 開設者による卸売予定数量等の公表 (詳細は、以下の②を参照)。 ・ 委託手数料の開設者への報告について新たに規定 (詳細は、以下の⑤を参照)

【詳細】

① 開設者による差別的取扱いの禁止

市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、買受人その他の市場において売買取引を行う者 (以下「取引参加者」という。) に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならないこととします。

② 売買取引の条件等の公表

ア 卸売業者による売買取引の条件の公表

卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネット等により公表しなければならないこととします。

- (i) 取扱品目
- (ii) 営業日及び営業時間
- (iii) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (iv) 委託手数料の種類、内容及びその額
- (v) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (vi) 出荷奨励金の内容及びその額
- (vii) 完納奨励金の内容及びその額
- (viii) その日の主要な品目の卸売予定数量
- (ix) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格
- (x) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額、その月の前月の出荷奨励金及び完納奨励金の交付額

イ 開設者による卸売予定数量等の公表

市長が卸売の販売開始時刻前までに公表する卸売予定数量や価格等の公表方法及び販売終了後に公表するその日に卸売をされた物品の数量や価格の公表方法について、掲示の方法からインターネットを利用する方法に変更します。

③ 卸売業者による事業報告書の作成等

ア 卸売業者は、改正後の卸売市場法施行規則第 21 条で定める様式により事業報告

書を作成し、事業年度経過後 90 日以内に市長に提出しなければならないこととします。

イ 法人である卸売業者がその定款変更後又はその株主若しくは出資者若しくは組合員に異動があった後に事業報告書を提出する場合は、当該事業報告書に当該変更後の株主若しくは出資者若しくは組合員の名簿を添付しなければならないこととします。

ウ 卸売業者は、事業報告書の閲覧の申し出があった場合には、貸借対照表および損益計算書について、次に掲げる正当な理由がある場合を除き、事務所内の閲覧その他の適切な方法により閲覧させなければならないこととします。

- (i) 当該卸売業者に対し卸売のための販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
- (ii) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
- (iii) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

④ 決済の方法

市場における売買取引の決済の方法は、条例に定めるもののほか、取引参加者間で締結した契約に定める支払期日、支払方法等によるものとします。

⑤ 委託手数料の市長への報告

卸売業者は、取扱品目別にその月の委託手数料の種類ごとの受領額をとりまとめ、翌月の 10 日までに、市長に報告しなければならないこととします。

(2) その他の取引ルールの取扱い

その他の取引ルールについては、現行の条例に基づく市場取引において、公平な取引機会の保証・公正な価格形成及び安定的な取引が維持されていることから、基本的には現行条例の規定を継続することとしますが、取引実態に合わせ、以下の 2 点を改正します。

取引ルール	条例	対応
売買取引の方法	第 23 条 (別表第 2) 施行規則 第 27 条、 第 28 条	・ 相対取引が主流である取引実態を踏まえ、小田原市内又は近隣市町において生産された青果品のせり・入札の割合の規定を廃止(施行規則第 27 条の削除) ・ 小田原市内又は近隣市町において生産された青果品を相対取引する場合の明示義務を廃止及び予約相対取引の事前届出制の廃止(施行規則第 28 条の削除)
買受代金の即時支払義務	第 40 条	・ 代金決済機能を確保するため、即時支払義務は継続するものの、手続の簡素化のため、買受代金支払猶予の特約について、事前の市長承認制度を廃止(詳細は、以下の①を参照)

【詳細】

① 買受代金の即時支払義務

ア 卸売業者が買受人と支払猶予の特約をした場合を除き、買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に、買い受けた物品の代金を支払わなければならないこととします。

イ 卸売業者は、上記の支払猶予の特約が、当該卸売事業者の財務の健全性を損ない、または卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるときは、これを行ってはならないこととします。

ウ 上記の支払猶予の特約をする場合には、その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならないものとします。

（3）県条例の廃止に伴う規定の追加

県条例に規定されていた卸売業務の許可制度及びせり人名簿の届出については、小田原市公設地方卸売市場における公平・公正な取引を確保するため、本条例及び規則に規定します。

内容	条例	対応
卸売業務の許可等	新規 第 54 条 新規	・卸売市場における公平・公正な取引を継続させる観点から、卸売業務の許可制度を創設。許可申請、許可の基準等を規定（詳細は、以下の①を参照）。 ・市長の監督処分について、卸売業の規定を追加（詳細は、以下の②を参照）。 ・卸売業務の許可基準の考え方に合わせ、附属営業許可の基準を変更（詳細は、以下の③を参照）。
せり人の届出等	新規	・卸売市場における公平・公正な取引を継続させる観点から、せり人の届出制を創設。せり人の資格要件及び名簿への記載事項について規定（詳細は、以下の④を参照）。

【詳細】

① 卸売業務の許可等

ア 卸売業務の許可

市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならないこととします。

イ 許可の基準等

市長は、申請者が次のいずれかに該当する者であるときは、卸売業務の許可をしてはならないこととします。

- (i) 法人でない者
- (ii) 市場の買受人

- (iii) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (iv) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員を利するおそれがあると認められる者
- (v) 法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- (vi) 卸売業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者
- (vii) その業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者がいる者
 - i 破産者で復権を得ない者
 - ii 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
 - iii 卸売業務の許可の取消しを受けた法人のその取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で、その取消しの日から起算して3年を経過しない者
 - iv 市場の卸売業者又は買受人
- (viii) 卸売業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者
- (ix) その許可をすることによって卸売業者の数が条例に定める数を超えることとなるとき。

ウ 許可の取消し

市長は、卸売業者が次のいずれかに該当することとなった場合、又はその業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認める場合には、卸売業務の許可を取り消すものとし、許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならないこととします。

- (i) 正当な理由がないのに卸売業務の許可を受けた日から起算して1月以内に条例で定める保証金を預託しないとき。
- (ii) 正当な理由がないのに卸売業務の許可を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (iii) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- (iv) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

その他、卸売業務の許可申請にあたって必要な書類、許可証の交付、卸売業者の事業の承継等、法人名変更等の届出について定めます。

② 監督処分

ア 改善措置を執るべき旨の勧告又は命令の対象に卸売業者を追加

市長が市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めると

きに、その業務又は会計に関し必要な改善措置を執るべき旨を命ずることができる対象に、卸売業者を追加することとします。

イ 監督処分の対象に卸売業者を追加

市長が、この条例等又はこれらに基づく処分に違反した者に対し、当該行為の中止、変更等の措置を命じ、若しくは卸売業にあつては卸売業務の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて業務の停止を命ずることができる対象に、卸売業者を追加することとします。

③ 付属営業許可

ア 許可の基準

現行の付属営業の許可基準に次の2つのいずれにも該当しないことという要件を追加します。

(i) 暴力団員

(ii) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員を利するおそれがあると認められる者

イ その他

付属営業の許可は、青果市場と水産市場の市場ごとに行うこととします。

④ せり人の届出等

ア せり人の届出

(i) 卸売業者は、せり人の氏名等を記載した名簿を作成し、市長に届け出るとともに、常に当該名簿を場内に据え置かなければならないこととします。

(ii) 卸売業者は、名簿の記載事項について変更があるとき及びせり人を廃止したときには、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければなりません。

イ せり人の資格要件

卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、せりを行うために必要な経験及び能力を有し、法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者に該当しない者でなければなりません。

ウ その他

卸売業者は、せり人の氏名等を記載した名簿を常に場内に備え置かなければならないこととします。

3. 施行予定日

令和2年(2020年)6月21日